

第2回 双葉町津波被災地域復興小委員会 議事録

- 日時 : 平成25年12月12日(木) 午前10時00分～12時00分
■場所 : 双葉町いわき事務所 2階大会議室
■出席者 : 双葉町津波被災地域復興小委員会委員
事務局(双葉町復興推進課)

(参照: 第2回双葉町津波被災地域復興小委員会座席表)

1. 開会

【事務局 山本 一弥】

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまから皆様のお手元にお配りいたしました次第におきまして、第2回目の双葉町津波被災地域復興小委員会を開催いたします。私は進行をすすめていただきます山本と申します。

町側の出席者は、町長以下、お手元の座席表のとおりです。さらに、本日関係機関との連携を図るため、国の復興庁及び福島県の方々に陪席いただいております。

2. 町長あいさつ

【事務局 山本 一弥】

第2回の委員会に先立ち、町長から一言ご挨拶申し上げます。

【伊澤 史朗 町長】

第2回双葉町津波被災地域復興小委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中また遠方より、第2回目の双葉町津波被災地域復興小委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の委員会は、津波シミュレーションの結果を踏まえた、土地利用計画と事業の方向性についてご議論いただきます。11月18日には、学識者である長林委員長と増田委員を双葉町にご案内申し上げ、両竹・浜野行政区をご視察いただきました。両竹・浜野行政区は、津波災害という自然災害に加えて、福島第一原子力発電所という原子力災害に見舞われ、この地域の復興については、難しい課題が山積している現状をご理解いただけたものと思います。委員長はじめ学識者の先生方の知見をいただきながら、地域代表でいらっしゃる町民委員の皆さんのご意向に基づき、事業の方向性を明らかにしていきたいと考えておりますので、本日も、率直なご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

3. 議事

- (1) 津波シミュレーション結果について
- (2) 土地利用計画と事業の方向性について

【事務局 山本 一弥】

それでは、早速議事に入りたいと思います。議事は長林委員長の進行でよろしくお願ひしたいと思ひます。

【長林 久夫 委員長】

どうも皆さん、おはようございます。これから議事を進めさせていただきます、長林でございます。よろしくお願ひいたします。

第1回の10月28日に開かれました双葉町津波被災地域復興小委員会でございますが、この委員会は資料等もすべて公開するというところで、またこれはホームページに載せていただくということで、ご覧になっている方もいらっしゃるかと思います。第1回では津波の再現、それからどういう被災状況であったか。そして、復興に向けての課題と今後の考え方ということで多くのご意見を頂戴しました。ありがとうございました。それにつきましては、議事録をいただいておりますので、ご確認いただいて、不足するところがございましたら、この会議の後で結構でございますので、ご指摘いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次第をご覧になっていただきまして、会を進めさせていただきます。議事進行にしまして、委員の先生方にはご協力賜りますようよろしくお願ひいたします。

本日は、前回の会議の中にもございましたが、堤防ができた後の計画で、実際に津波はどうな

るのだろう。そういうものがないと今後の話をしても意味がないのではないのかというお話も頂戴しましたので、津波シミュレーションの結果をまず説明していただいて、それから、その次に土地利用計画でございます。その事業の方向性について中心に論議を進めてまいります。それを踏まえて今後の進め方というところまでお話をさせていただければというふうに考えてございます。

それでは審議を進めたいと思いますが、論点が3つございます。議事は1と2でございますが、今後の進め方まで含めて、まず議事内容を事務局からご説明いただいて、その後、順番に皆様のご意見を承りたいと思いますので、まず事務局、ご説明をお願いいたします。

【事務局 駒田 義誌】

では、復興推進課長の駒田から、青い色の資料、資料2ということでまとめている資料をまずご説明させていただきます。この資料に基づいて本日ご議論をいただきたいと思っております。

まずおめくりをいただきますと本日の議題というのが出てまいります。委員長からお話がありましたように、まず津波シミュレーションの結果ということで、特に福島県による海岸堤防の整備計画に基づいた津波シミュレーションの結果をお話しさせていただきます。その上で、その結果も踏まえて、この地域の土地利用の計画と事業の方向性について、どういった課題があるのかということをお話しさせていただいて、それについてある程度お伺いしたい論点を整理させていただきましたので、その論点について本日ご出席の町民の委員の方々のご意見をいただきたいと思っております。その上で、今後の計画のまとめに向けた進め方について、今さまざまな国の動きもありますので、そういった点をご紹介いたしまして、今後の進め方について確認をさせていただきたいと思っております。

まず、3ページが「津波シミュレーションの結果について」と表題がございます。めくっていただきまして4ページになります。まずお話しいたします内容は、前回もご説明いたしましたけれども、今回の津波の再現を見ていただきました上で、(2)とありますが、では、今回の津波に対して堤防の復旧計画は震災前より1m嵩上げをするという計画が今できておりますので、それに基づいて堤防が復旧した後に津波がどこまで浸水するのかという結果を出しましたので、それをお見せいたします。それを踏まえた上で、この地域に対して引き続きどういった津波の浸水リスクが残るのかということ整理させていただきたいと思っております。

まず5ページをご覧くださいと思います。5ページが前回もお話しいたしました今回の東日本大震災を引き起こした津波を再現した結果になります。これを見ていただければおわかりいただけるように、中浜地区は多くがオレンジ色になっております。オレンジ、赤色が目立ちます。これは今回の津波で5m以上浸水したということの意味しております。さらに、両竹、中野につきましても、おおよそ陸側半分が緑色の地域になっております。この緑色というのは浸水が2m以上あった地域になっています。その意味では、両竹、中野についても、特に宅地があったエリアを中心に多くのところがこの緑色のエリアに囲まれております。さらに青色の、津波が何らか到達したエリアというのはほぼ両竹、中野の全域にわたっているということが今回の津波でございました。

それが、次の6ページをご覧くださいと思うのですが、今福島県の計画によりますと、これは双葉だけではなくて、相馬海岸からずっと福島県沿岸の海岸堤防の復旧の計画に基づきますと、現況、震災前は双葉の堤防は6.2mの海岸堤防がありました。この海岸堤防につきまして、1m嵩上げする形で復旧するという計画が立てられております。1m嵩上げして、海岸堤防が7.2mの高さになった場合に、今回と同じ津波が来た場合にどうなるかということシミュレーションしたものが6ページに図示しております。これを5ページのものと比較していただくと色の違いがよくおわかりいただけるかと思うのですが、まず一番浜に近い中浜につきましてもは緑色のエリアになっております。その意味では、海岸堤防を1m嵩上げしても、なお2m以上の津波が想定されるということがわかりました。

一方で、両竹と中野を見ていただきますと、今回の津波、5ページの絵を見ていただければ半分以上が緑色の地域でありました。ところが、海岸堤防を今回1m嵩上げすることによって、両竹については緑色の部分のごくわずかに減っております。中野につきましても、海側の前田川の右岸側には一部まだ緑色のところが残っておりますが、多くの地域で青色のエリアに変わっております。この青色のエリアというのは浸水が2mを下回っているエリアということになります。さらに、中野の陸側につきましてもは、白いエリアに変わっております。この白いエリアというのは今後津波が来なくなるということが想定されたエリアということになっております。その意味

では、海岸堤防を1m嵩上げすることによりまして、一定の津波リスクが軽減されるということがわかってまいりました。

その結果をまとめましたのが7ページになります。7ページをご覧くださいと、そこで比較をしております。今回の東日本大震災を引き起こした津波は、双葉町全体で141haの浸水がありました。このうち、浸水高2m、この2mというのは家屋の被害が壊滅的に起こるのが浸水高2m以上ということがわかっております。これらのエリアというのは、今回の津波では127haありました。それが今回県の計画による堤防を嵩上げすることによりまして浸水範囲が102haということで、約7割まで減少いたします。特に効果が高いのは浸水高2m以上というか、家屋に壊滅的な被害を及ぼすようなエリアというのは127haから58haまで約5割に減少するということが今回のシミュレーションの結果からわかってまいりました。

8ページでそのまとめを整理させていただいております。その意味では、浸水のリスク、危険性といったものを判断する際には、浸水高2mのエリアがどうかということが1つのポイントになってまいります。今回の結果を整理いたしますと、中浜及び中野の海岸沿いにつきましては、やはり海岸堤防を今回県の計画によって復旧で嵩上げいたしましても、なお浸水高が2m以上のリスクが想定されております。一方で、両竹地区につきましては、今回河川・海岸堤防を嵩上げすることによって、今回の津波が同じように起こったとした場合には、浸水高が2m以下に抑えることができるのですが、実は今回の津波というのは干潮時に起こっております。もし潮位が高かったときに起こるとどうなるかということだと、大体1.3mぐらいこれにプラスしなければいけません。そうすると若干津波リスクが、潮位が高くなった場合には両竹の地区についても2mを超えてしまうようなリスクがあるということは今回の津波のシミュレーションの結果から伺えるところになっております。中野の陸側につきましては、先ほどのようにある程度今回の堤防の嵩上げによって津波リスクは小さくなることが見込まれます。

こういった事実を踏まえまして、今後の土地利用をどのように考えていけばいいのかということ整理いたしましたのが9ページ以降の資料になっております。

10ページをお開きください。今回、浜野と両竹両行政区の復興を考える際の考え方、これは前回ご説明させていただいたものを図示したものになります。町としてはこの地域に戻って住む、帰還を果たすというのは、ここの地域単独で考えるのではなくて、あくまで町内の他の地域と一体として考えるという軸は変わっておりません。まず今回のこの地域の復興を考える際には、左側にあるように、帰還時期に関係なく整備が必要なものをまず整備をしていくということで、防災施設として、先ほど言った海岸堤防、海岸防災林、河川堤防といったものの復旧をどう進めていくのか。さらに道路であるとか、あとは、地域コミュニティの足跡を残すものとして墓地の取り扱いといったもの、これは帰還時期に関係なく議論を進めていくということで、今回はその意味ではこの緑色で囲んだ防災施設の整備が進むことによってどういう効果があるのかということ先ほどお示した次第です。

右側になりますが、それを踏まえて、まずは帰還の見通しが立つまでの取り組みとしては、暫定的な土地利用ということを考えていくということ。その後、帰還が町内全体として可能となった場合には、先ほどの津波シミュレーションの結果を踏まえて、この地域に住宅を建てるのが望ましいのかどうかということ、住民の皆さんの意向を踏まえながら考えていくという2段階構えにしていくということが前回の整理でございました。

それも踏まえまして、11ページになりますが、前回の委員会でも大きな考え方を示してはどうかというご意見をいただきましたので、今回の津波のシミュレーション結果を踏まえると、まずこういったことが考えられるのではないかとアイデアを整理したものが11ページになります。

まず、先ほどの津波のシミュレーションの結果を見ていただいてもおわかりいただけたとおり、どうしても中浜というのは堤防を嵩上げしても津波リスクがなかなか減らないという実態がございます。そういった点を考慮すると、将来にわたってここで居住するのを推奨するのではなくて、これから双葉の土地を守っていくという意味で、例えば海岸防災林を整備することを考えていってはどうかということが1つのアイデアでございます。

もう1つご議論いただかなければいけないのは、中浜は墓地が流出しております。ここの墓地の再建をどうするのかというのは、現地で再建するのがいいのか、あるいは海岸防災林の中に墓地を設けるのがいいのか、それとも津波から安全な別な場所に設けたらいいのか。これはまさに今回この地域にお住まいだった委員の皆様のご意見をお伺いしながら検討していきたい事項だ

と考えております。

一方で、先ほどの津波のシミュレーションを見ますと、両竹と中野につきましては、ある程度津波リスクが軽減されるということもございますので、ここの土地利用は中浜、中野の沿岸とはちょっと違った形で考えていくことが必要です。そういった点からすると、一方で、帰還の見通しがなかなか立っていない現状においては、まず当面の土地利用として、これらの特に広大な田んぼ、農地を対象として、例えば太陽光発電基地、メガソーラーというものを誘致することを考えてはどうかということがアイデアとして出てまいります。

12 ページ以降で、本日の委員会で具体的にご意見を伺いたい点ということでまとめさせていただきました。

まず中浜の委員の方にお伺いしたい点といたしましては、1 点目としては、先ほど言ったように海岸堤防を県の計画によって嵩上げいたしましても浸水高 2m 以上のリスクがどうしても想定されてしまいます。そういった点からすると、将来にわたって住居を建てるということは望ましくないように思われますが、委員の皆様はどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

2 点目になります。住宅を建てるのが望ましくないという整理をするとするならば、双葉町の土地を保全するという観点から、海岸防災林を整備するということが考えられますが、委員の皆様のお考えはいかがでしょうか。

3 点目になります。流出した中浜の墓地、先ほど申し上げましたとおり、海岸防災林の中に現地復旧していくのが、先祖の皆様が眠った場所をそのまま生かしていくというほうがいいのか、それとも、流出したということからすれば、津波に安全な別な場所に構えたほうがいいのか、この点について委員の皆様のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、中野と両竹、これについては津波のリスクがある程度似たようなところがありますので、まとめて整理をさせていただきたいと思っております。中野と両竹の土地利用についてですが、まず中野の沿岸部、特に浜街道の海側につきましては、これは中浜と同じような津波リスクがありますので、中浜から連続するような形で海岸防災林を整備していったらどうかと思われませんが、委員の皆さんはどういうお考えでございましょうか。

2 点目になります。中野と両竹の農地というのは、当面、営農の希望が皆さんの間でなければ、現時点で優先して取り組むべき案として、太陽光発電基地、メガソーラーを誘致していくというアイデアが考えられますが、ここにお住まいの地域の皆様にとって、このアイデアをどのようにお考えでしょうか。

太陽光発電基地というのは、これは民間事業者が整備するわけですが、事業期間が 20 年ということになっております。要は 20 年で事業をされる方は採算を取ると。投資を回収するというプロジェクトを組んでおります。その意味では、この土地を、前後多少整備の期間もありますが、約 20 年として見たときに、20 年間は賃借ということで太陽光発電事業者が借りていくことになりますが、その終了後は農地に戻すことも可能という余地もございますので、そういった点からしても、まず暫定的な土地利用として、ここの農地に太陽光発電基地を誘致してはどうかということが考えられます。ただ、太陽光発電基地も、すぐここで決めて、すぐできるのかと言われると、いろいろな課題がございまして、1 つは、地権者の皆様のご理解。やはりメガソーラーの事業者の方々も地域の皆様のご理解なくしては立地はしていただけないということで、地域の皆様方がこの点をご理解いただけるのかどうかということがまず 1 点大きな課題であります。あとは、技術的な問題として、発電した電気を送らないといけないものですから、送るためには高圧線に接続しなければいけません。その接続がきちんとできるかどうかという技術的な検討の余地もまだ残っております。さらに、ここの地域は避難指示が出ている地域であり、また津波で被災した地域ということで、きちんと投資家が現れて、事業の採算性が確保できるのかということもまだ詰めの部分が必要になります。あとは、もともとこの地域は農地でありますので、農地の転用手続きというのにも必要になってまいります。あとは、海岸堤防の整備によって大きく津波リスクは減りますけれども、少ないながらも津波リスクは残るということをごこの事業に参入する方がどういうふうに判断されるのかということも課題でありますので、大きな方向性ができれば、こういった点を事業者などとお話を聞きながら、国、県などに要望を聞きながら解決していく必要がありますが、1 つのアイデアとしてメガソーラーの誘致というのを考えてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

3 点目としては、中野と両竹の墓地につきましては、津波で浸水はしましたが、墓地として残っているということをごどうお考えでしょうか。そのまま残すことがよいのかどうか。この点につ

いてはまさに今回両竹にお住まいの委員の方がいらっしゃいますので、率直なご意見を賜りたいと思います。

続きまして、14 ページになります。中野と両竹につきましては、非常に難しいのが宅地の取り扱いになります。宅地の取り扱いにつきましては、津波リスクとして一定のリスクがあることを踏まえながらも、町全体の帰還見通しと町の将来像をこれから検討していくのに合わせて検討してはどうかと考えております。

その背景でございますが、この地域の宅地の多くは、今回堤防を整備しますと浸水高がある程度 2m 以下に抑えられる見込みが立ってきております。この 2m というのは非常に微妙な数字でありまして、実際に三陸海岸、今回の東日本大震災で津波を受けた地域の復興計画を見ますと、2m 以下であれば現地で家を建てているというケースもございます。現地でこのまま再建するという考えもできなくはないというところです。一方で、今回の津波の災害、また満潮時も考慮すれば、住宅を建てることは望ましくないという考え方も取ることができます。その場合には、この地域の宅地を高台に移転するとかいう考え方もできますが、現状、町内で適した宅地ということを見ると、両竹の山ぐらいしか高いところがございませぬ。さらに、本来望ましいのは町場に近いところというのが多分移転地としては望ましいわけですが、そこは帰還困難区域になっているという現状からすると、ほかの地域で進められているような防災集団移転のような場所が今すぐにはなかなか議論が難しいという現状もあります。そういった中からすると、今の現時点でここについての取り扱いということの結論を出すよりは、町全体の帰還見通しというものの、先般の町長から根本復興大臣に要請したときに、大臣のほうからも帰還見通しについては国としてもしっかりとやらなければいけないというお話もあったことを踏まえると、こういった動きが近々あるということの期待、またはそれに応じた町の将来像ということも提示した上で、この中野と両竹の宅地をどういう取り扱いにするのかということ、今情報が少ない中で結論を出すよりは、もう少し情勢の変化を見据えながら考えてもいいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

2 点目としては、そういった全体の整理がつくまでの間の利用方法としては、これは当然住宅の所有者の方の意向が前提になるわけですが、宅地としてそのまま整理した形で置いておくということも 1 つあります。もう 1 つは、今回の地域が避難指示解除準備区域ということで、事業再開は可能なエリアとなっております。現に町の建設業、設備業の皆様というのは、復旧作業などで町のほうに入っている方もいらっしゃいます。そういった方々が身近に資機材を置いたり、重機を置いたり、また作業拠点を置くというニーズもこれから出てくるものと思われまふ。そういった点からすると、まさに宅地であったところはそういった利用をする場合に農地転用の手続きも不要でありますので、もし町の事業者でそういった希望があれば、こういった地域を優先的に電気などの復旧をしながら使っていくということで、その用地として賃借していくという道もございませぬ。

3 点目としては、先ほど言ったように農地と同様に太陽光発電基地として賃借していくという道もありますが、ただ、賃借の価値というものを見るときに、事業者さんはあくまでもそこは太陽光発電基地としての価値として見ますので、なかなか農地と価値の差がつけにくいという問題もありますので、この点を皆さんが今後どうご判断されるのかという課題もあろうかと思ひます。これに限らないかもしれませんが、皆さんの間でこの宅地の利用方法についてご意見を賜りたいと思ひております。

今後の進め方でまとめて説明をさせていただきます。16 ページをご覧ください。最近の国の動きをご紹介申し上げたいと思ひます。今新聞報道でもご承知だと思ひますが、国の原子力損害賠償紛争審査会という賠償のおおもの指針を作っている組織があります。この審査会におきまして、事故後、6 年までしか今賠償が決まっておりますが、事故後 6 年以降の精神的損害の取り扱い、また住宅の確保損害ということについて議論が行われております。今この議論では、区域によってその考え方は違うという議論がなされております。帰還困難区域とそれ以外の居住制限区域、避難指示解除準備区域では考え方が違うという整理がなされている一方で、町の方からは、今回の双葉の浜野と両竹行政区は、それは実質的に帰還困難区域と同じにしてもらわなければいけないと。今後の将来の 6 年以降の賠償がこの地域だけ双葉のほかの地域と差がつくということは復興の実態からして受け入れられないということは町のほうから強く意見をして参りました。

そういった背景を踏まえて、審査会のほうの議論でも、帰還困難区域と、帰還困難区域が大半

を占めるような町の、具体的に言えば双葉になります。避難指示解除準備区域については同じ扱いにするべきじゃないかという議論もなされております。まだこの議論の結論は出ておりません。例えば、下のほうの抜粋に書いておりますが、第37回の11月22日の紛争審査会で出された資料、これはあくまでもまだ案ということで出ているものですが、これらを見ますと、赤字で書いているところですが、帰還困難区域が大半を占める市町村における居住制限、または避難指示解除準備区域であって、本格的な除染や住民帰還のためのインフラ復旧等を実施する計画が策定されていない地域は帰還困難区域と同じような扱いにしてはどうかというような議論もなされてきております。

今週、12月9日、月曜日に行われました第38回の審査会ではさらに一步進んで、双葉町の避難指示解除準備区域については帰還困難区域と同様に避難指示解除及び帰還の見通しすら立っていない地域ということで整理してはどうかという提起もなされております。いずれにしても、まだ結論が出ていない状況であります。

そういった点からすると、あまりこの復興計画という名のつくものを早期に整備することによって、町のほかの地域と違いが出てしまうということは町としても本意ではございません。そういった点からしますと、将来の賠償が他の地域と異なった取り扱いにならないように、計画の策定というのはこの賠償の議論というのも見極めながら進んでいってはどうかと考えております。この点についていかがでしょうか。

そのため、当初はこの委員会では双葉町被災地域復旧復興事業計画の策定というのは来年の3月にはとりまとめて、新年度に事業につなげていきたいと考えていたわけですが、賠償の議論というのは近々に結論が出るとは聞いておりますけれども、情勢の変化というのもしっかり見据えながらやっていったほうがいいのではないかと考えますので、3月の策定ということに必ずしもこだわらずに、町全体の帰還見通しの提示という動きも国のほうでございまして。そういった帰還見通しの提示に向けた国の動き、また賠償の議論というのも見据えながら最終的な結論を出していくということにしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

賠償の取り扱いの方向が決まった段階で、本日、議論していただくような方向性というのを改めてこの委員会の場で確認をさせていただき、その上で、地域の皆様方にもアンケート調査をして、しっかり地域の皆様一人一人の意向というのも確認した上で結論を出していくということで、3月までにそういったプロセスを当初ご提案申し上げていしましたが、賠償の議論、また国の全体の帰還見通しの議論というのもさまざま動きが、当初にない動きが出てきておりますので、そういった点を踏まえると、もう少し慎重な審議を進めていってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

本日ご議論いただきたい点は以上でございます。

あと、参考資料について簡単にご紹介だけ申し上げます。

参考資料として、双葉町住民意向調査結果速報版をお配りしております。これは10月に皆様方に送らせていただきました住民意向調査の結果をとりまとめたものであります。本委員会は津波被災地域の検討ですので、直接は関係いたしませんけれども、皆さん町民としてお答えいただきました結果を12月6日に国から公表されております。その結果、新聞でもご覧いただいたと思いますが、例えば双葉町への帰還の意向というところがかなり厳しい結果が出ているといったところもございまして。この点について、委員の皆様も町民として資料をご一読いただければという趣旨でお配りさせていただきました。

併せて、双葉町ホームページで、これはこの小委員会ということではなくて、復興推進委員会の本委員会のほうでも、町民のきずなであるとか、町外拠点、町外コミュニティの件、また生活再建の取り組みといったところを議論しております。その議論について、町民の皆様から意見を募集しようということで、ホームページで意見公募のページを作りました。この15日の広報災害版の中にも資料を入れさせていただきましたので、委員の皆様にも事前にお知らせしたく、資料としてお配りしたものでございます。この2点はご紹介ということにさせていただきたいと思っております。

説明は以上です。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございます。膨大な資料の説明でちょっと整理するのに時間がかかろうかと思いますが、資料2の2ページをお開きください。ただいまご説明いただきましたのは、1番は津波シミュレーションの結果、2番は土地利用の計画と事業の方向性、3番は今後の進め方というこ

とで、これは順番を区切りましてもなかなかうまく区切ってお話しできませんので、どういう論点からでも結構でございます。1、2、3含めて、まずご意見をしばらくお受けして、質問等には町のほうからお答えいただきながら、最終的には2番の土地利用と事業の方向性、それから3番の今後の進め方を確認して今日の議事を閉じたいと思っております。どうぞゆっくり資料を見ながら、またこの説明の中での疑問点について、それをご自由にご意見を出していただければと思います。行政区ごとの課題もございしますが、これは事務局のほうでご意見をうまく振り分けて議事をまとめていただくという形にしたいと思っておりますので、それではお願いいたします。どこからでも結構でございますので、よろしくをお願いいたします。

まず津波のシミュレーションが出ておりますので、これについてお聞きしたいことがありましたらお願いします。関連して、どんなご意見でも結構でございますので。

【齊藤 六郎 副委員長】

津波のシミュレーションを前に見せていただいたのですが、あれを見まして、実際に被害状況を見てみますと、まさに前田川を遡って津波が激しい勢いで押し寄せてきているということが本当にわかりました。大体前田川の河口から500mぐらい遡ったところに森合橋があるのですが、その森合橋が両竹と中野を結ぶ橋なのですが、あれが津波によって橋桁が流されております。その流された場所は、台風とか大水で流された場合は下のほうに流されますが、津波によって上のほうに橋桁が流されておりました。それを確認しまして、ものすごい勢いで押し寄せてきたんだなということを実感しました。その勢いが川を遡って、河川の周辺にあった家屋はことごとく持っていかれたり、あるいは家の中だけ抜かれていたりとか、そういう状況で、川の近辺に小さな工場があったのですが、周りが竹藪であったにもかかわらず、その工場が津波によって水浸しになって、中がドアなんかも吹き飛ばされておりました。

そういう現実を見て、津波が川を遡って、そしてその近辺の住宅を襲っていったということが実際にこの目で見てわかりましたので、堤防の嵩上げを何とかしていただきたいということを町のほうに申し上げたことがございます。そのような状況で、いかに川を遡って被害をもたらすかということを実感しておるところです。恐らく久米田さんの家なんかも川を遡ってきた波によってだいぶ被害を受けたのではないかと思います。以上です。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございます。今のお話は非常に重要な視点が含まれておりまして、これは県のほうにお伺いしたいのですが、こういう津波の遡上を想定した堤防の出発水位というのはどういうふうに考えられているのかお答えいただけますか。

【相双建設事務所 中川 善則 河川・海岸課長】

相双建設事務所の中川と申します。お世話になります。津波のほうについて、堤防の嵩上げという形で今復旧しようという考えでおります。出発水位といいますか、今回の津波、大変大きいもので、1000年に1回というような話がございします。高さで10数mということでもございました。海岸堤防につきましても、なかなかそれまですべてを対応しきれるということでは今ないということで、国全体として、ほかの県も一緒でございしますが、ある一定期間のところの発生する津波の高さで対応していきましようということでも今考えておって、7.2mという海岸堤防の高さが出てまいりました。

河川につきましても、海から来た波が直接当たる部分については同じような高さで整備をしていきましようということで、ある区間においては河口のほうからについては海岸堤防と同じ高さで整備していきましようということでも今考えているところでございます。

【長林 久夫 委員長】

そうしますと、今のお話の中では、高潮、それから津波を想定して海岸堤防は7.2mであって、それに合わせて河川堤防も高さを揃えていくと。そのときに、計画高水量が来る中において、基本の水位というのは非常に重要になるんですね。そのときの上流側の嵩上げ等はなくて、そのまま7.2mをすりつけていくというようなお考えになっているのですか。

【相双建設事務所 中川 善則 河川・海岸課長】

海のほうから上流のほうに向かっていきまして、海岸堤防が7.2mということですが、湾曲しているような河川がある場合には、河川の堤防に直接津波とか高潮が当たったりします。そういった区間につきましても7.2mという形で海岸堤防と同じ形にいたします。そこから現況の河川堤防のほうに、逆に上流のほうに少しすりつけていくような形になってまいります。

ただし、広域的な地盤沈下という現象も起こっております。これは地域全体が沈下していると

いうこととございますので、それにつきましては、もちろんもとあった高さまでは戻すと。大体今、場所によってちょっと異なりますが、1m弱、50cm、60cm、場所によって異なりますが、簡単に言いますと、もとあった高さには上流のほうについては戻していくという形になります。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。今のお話は、計画高水流量が決まっていますが、それを流すだけの高さを持つ堤防が上流側にあつて、下流側は海の条件で7.2mと決まっていますので、そこにすりつけていくと。沈下部分については戻していくというお話です。そういうことでご理解いただければいいと思います。ありがとうございました。

どうぞそのほかご意見がありましたら。

【吉田 正志 委員】

防災施設、中浜のほうなんですけれども、私は賛成だと思います。

その前に、この中で遺族は私だけなのですが、遺族を代表して言いたいのですが、お墓のことなんです、いまだにお墓に入れてやるのができないんですね。防災施設をやる前に何とか墓地を作っただけならなと思っているんですけれども、11 ページの現地再建か、別の場所へ移転するか、これには自分はどちらでもいいと思っているのですが、何とか早くお墓に入れてやりたいという気持ち。これは遺族はみんな同じことを思っていると思うのです。以上です。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。どんなご意見でも結構でございます。ご質問でも結構でございますので、どんどんお出しただけるとありがたいのですが。

【菅本 洋 副委員長】

今の関連ですが、墓地問題は、現在の中浜にある土地の半分は浪江町の方の墓地なんです。半分は双葉町中浜と中野の人たちのお墓なんです。それで、浪江町のほうは大平山のほうに造成して、半分は持っていきます。向こうの区長からそういうご説明が私のところにありました。それで、半分というのは、これはできれば浜街道の上のほうに、道路から上に移転したいという私の考えは持っているのですが、その点をご検討していただければなと思います。

それから、先ほど津波のこともあったのですが、津波は多分平成19年に県のほうでシミュレーションをしたと思うんです。これほどではなかったのですが、やはり大きな、あの当時から見ると、だいぶグリーンのほうまではあったのですが、水色の部分まではなかったような気がするんですよね。ですから、今後はそれが嵩上げによってだいぶ浸水は少なくなると思うのですが、さらなる技術とか、そういう関係で、この三角の部分も、できればここに防波堤を作っほしいということですね。前田川の下流のところに、結局2つに分かれていますから。この三角の土地を生かすと、防風林として例えば生かすならば、ここにも防波堤を作っただけならば本当はいんじゃないかなと思うんですけれども、ここ、いつも水害でやられるんですよね。私のほうからは、今のところはそれだけです。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。ご要望でございました。いかがでございましょう。どうぞご意見をいただければありがたいと思います。

【齊藤 六郎 副委員長】

町のほうにちょっとお伺いしたいんですが、町というのか、県というのか。こういう声が出ているんですよ、住民のほうから。というのは、中野、中浜の地区が住めない。要するに宅地としては駄目だろうという、そういう考えでいる方が多いようですね。それで、実際はどうなんですかと。住めないならば住めない地域として早く決めていただきたいという住民の声があるんです。

それからもう1点ですが、櫛葉ですか、海岸から250mの海側は津波に遭った地域ですけども、住めない地域として決めたという、そういう話も聞いているのですが、どうなんですかという、そういう話があるんです。これ住民はどのように理解したらいいのかなというふうに考えているのですが。これは県のほうでしょうか、町のほうでしょうか。

【長林 久夫 委員長】

こういう浸水の影響というんですかね、こういう結果を受けて、実際決めているケースがあるかどうかというお話ですが、これはどちらにお伺いしたらよろしいですか。

【事務局 駒田 義誌】

今齊藤委員からお話のあった住めない地域かどうかということなんですけれども、実はこれは法律の問題としては建築基準法という法律があつて、その中で災害危険区域を設定するという、

それは三陸のほうでもやっています。それが要は災害危険区域になった地域というのは住めない地域ということで、災害危険区域は誰が設定するのかということ、それは町が条例で決めるということになっています。今、ほかの県内もそういう災害危険区域を設定しているところでは町が地域の人たちの意見を聞いて具体的に決めていくということになります。

ただ、1つ考えないといけないのは、災害危険区域になってしまうと、当然土地の価値が下がってしまいます。通常、災害危険区域を設定するようなどころというのは防災集団移転とセットでやっています。法律上は全く別の制度なんですけれども、仕組みとしては災害危険区域に設定して、防災集団移転ということで、その地域に住んでいた住宅を近くの高台に移すというのとセットでやることによって災害危険区域に設定した宅地を国の負担で町が買い取って新しい土地に移すことができるという制度があるんです。もしこの地域原発災害がなくて、帰還困難区域がなければ、町としてもまさにそういうことをやって移転先を見つけて、皆さんの宅地を町内の近くの安全な場所に造りたいと思っています。

ところが、現時点でなかなかその場所が見つけれないという難しい問題がありまして、先ほど資料でも宅地については今後の町の復興と合わせて考えていくべきじゃないかというお話をさせていただいたのは、ここの地域の宅地の移転先を見つけるというのは、町の全体の復興と合わせてそこを考えていったほうがいいのではないかということで、少し議論を分けて考えていってはどうかと思っております。住めない地域と決めてしまうのもそのときに決めればいい話なので、現時点で軽々に住めない地域ということだけ先に決めてしまうというのは皆さんの財産の価値に、将来にわたる価値に影響する話なので、ちょっとそこは慎重に検討していったほうがいいのではないかなと考えています。

【長林 久夫 委員長】

よろしいですか。ありがとうございます。こういうご説明がございました。今、論点が2番目の土地利用計画と事業の方向性まで入ってございますので、そういうところで、併せてご自分の地域に対するご提案といいますか、考え方が出ていますので、それらをもとにご議論いただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【菅本 洋 副委員長】

中野、両竹の土地利用ということで、これは20年というのはどういうことで決めたのかわからないのですが、20年で、正直言って町は帰れるのかなという考えと、またちょっと無理だろうという考えもありますけれども、太陽光の基地、私は、これは2つの選択があるんじゃないかと思うんですね。

まずその1つは、土地をどうするか。売っちゃうのか、借地でやるのか。それと、そのままのことで、たしか20年と言いましたけど、その年数とかあるわけですよ。それで、これがどんなふうにしてやったらいいかということなんだよね。土地を売りたい人もいると思うんですよ。いや、俺は売らないと。借地借家でやってほしいという方もいると思うんです。あと、それに20年というのは、行政のほうで全部帰れるのですかということも出てくるわけですよ。その辺のところはまだ判断がつかないと思うので、とりあえず20年という期間がこういうふうにしてあるんで、この期間は後で農地にするにしてもどうするにしても、ただ置いていたってしょうがないことだから、その点の住民の意向を聞きながら、売るか、借地借で行くか、2つに1つだろうけれども、その辺を意向調査みたいな、土地の持ち主全員に対して、そういう意見も取り入れていただきたいなど。町が決めるのではなくて、皆さんの意見も聞きたいということでございます。ただ、やることに関しては、私は賛成です。多分皆さんも賛成してくれるんじゃないかなと私は思います。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございます。今太陽光の発電基地のお話が出てきましたが、これについてもどうぞご意見がありましたらお願いします。今ご質問がございましたが、例えば具体の土地の利用法というのはさまざま考えられますが、それに対する結論はなかなか出ないと思いますが、まずこの期間のお話ですね。これは20年と定められているのか、そういうものではないのか、その辺の見通しを教えてくださいませんか。

【事務局 駒田 義誌】

20年の根拠ですが、太陽光発電の買い取り価格というのがありまして、今皆さんが払っている電気料に上乗せされているんですね。太陽光発電の再生エネルギーを買う分の高いお金の分です。その期間が、1回事業が始まると20年間は一定の高い価格で買ってくれるというこ

とが決まっているので、太陽光発電の事業者さんはその 20 年の中できちんと投資を回収して、採算が取れるかどうかというのを判断して事業をするという意味で、20 年間は事業をさせてもらわなければ採算が取れないので困りますということで 20 年間という数字が出ています。20 年後どうするのかというのはまたそのときの判断です。もし買い取り価格が高くて、事業を続けたいというのなら続けることもできますし、20 年という約束で投資は回収しているの、土地を持ち主にお返しいただくということもできると思います。ただ、20 年間は事業をさせてほしいという話です。

【菅本 洋 副委員長】

これは風力に関しても同じですか。

【事務局 駒田 義誌】

風力はどうか。県のほうでわかっていますか。

【菅本 洋 副委員長】

太陽光でなくても、風力でも構わないと思うんですね。あそこの膨大な地域は風が結構強いところですから。

【事務局 駒田 義誌】

風力は風の問題、そんなに風が強いところではないので。太陽光は比較的日照時間が有利なので、事業には乗りやすいのではないかなということで今考えていますが。先ほどの 20 年というのは事業の採算性の問題で決められています。

賃借か、買い上げかという話ですが、これは事業者さんからすると 20 年で基本的に採算を取るとことでやっていますので、基本的には賃借でということを言われています。買い取り希望があったらどうするか。そこはまた参入する事業者との相談ですが、事業者はここに永久に太陽光発電基地を設けるというわけではないので、賃借で基本的には行きたいということと、町としても帰還の見通しとか、全体の見通しが立っていない中で、軽々に財産をお買いするというよりは、賃借ということで、賃料を安定的に貰っていただくほうが将来にわたっていいのではないかなと思いますので、基本的には賃借がベースになるとお考えいただいたほうがいいのかと思います。

【長林 久夫 委員長】

あと全般的にはございませんか。何かありましたらどうぞ。

【久米田 武雄 委員】

この太陽光発電だけしかないのか。1つの案だけでなく、もっと検討される議題が欲しいと思います。太陽光発電は結構ですけど、もっとそのほかにないのかなと考えています。

あと、津波シミュレーションのことですが、浜街道から浜のほうは住めないんだよね。浜街道から西側の両竹ですか、中野の一部、

これは住めば住めるということなんじゃないかな。私は放射線の関係で住めるとは思っていないのですが、住めば住めるのかな。津波の関係です。津波の場合に、両竹の場合は津波を受けているけれども、生活すればできるのか。

お墓の件、放射線の関係で墓参りするのに若い世代の方、特に子供たちが今参加できない状況。両竹の墓は沢入、奥深く歩いて、長い道路が悪く、熊やイノシシなどで怖い状況にあり。また高齢者が大半で、道路の整備が必要です。自動車まで近くまでいけるようにしてください。水も必要、地下水でもないと先が見えません。子供も高齢者も安心していつでも墓参りできるように。今のままでは先行き不安でたまりません。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございます。論点をいくつかいただきました。関連して何かございませんか。

【平岩 節子 委員】

私もなんですけど、久米田さんのお話を聞いて、墓地の場合は私も高校生、大学生、あと社会人がいまして、年ごろの娘なものですから、1度も一時帰宅はさせておりません。それで、私も弟を亡くしていますので、まずは墓地のほうに行っただけですけども、親、主人、私ぐらいまでは両竹の墓地にはちゃんとお参りできるかなと思っているのですが、今後、いくら準備区域で大丈夫だとは言っても帰せないかなという本音、母親としては娘たちをやっぱり、考えすぎかもしれませんが、帰していないというところで、墓地の件で悩んでいるところなんですよ。ご先祖様に手を合わせなきゃいけないんですが、やっぱり新しいお寺さんからお参りするものはいただいて、それで手では拜んではいますが、墓地には行けないという悩みと、墓地に行かせたいんだ

けれど、行っていいのかなという、先ほどの久米田さんのお話と関連づけるんですけど、その方向で何かいい案がないかなということは常に考えているところなんです。だから、将来は、おばあちゃんなんかは両竹に帰りたい。しかし子どもたちをお参りさせるのはなかなか難しいな、どうすればいいんだろうなとまだ生きているうちからうちの主人の母なんかは言ったりしているんですけども、やっぱり墓地の件と。

あと、防災無線のことなんですけど、私、地震があったときに両竹の家に行ったんですけど、防災無線が全然聞こえなかったんですよ。それで、外に出ましたら、「ピンポンパン、大津波が来ますからいち早く逃げましょう」という無線が入ったのですが、はっきり言って両竹で集まったのは5軒ぐらいしかなかったんですよ。それで、こんなピンポンパンでは誰も逃げないよねというのが私の実感で感じ取っているものですから、今後、防災無線なんかで大津波とか緊急時の場合はサイレンを鳴らすとか、「緊急ですので逃げましょう、逃げましょう」という危機感に合ったような防災無線のあり方を、マニュアルみたいなものを作っていくと、福島民報さんのほうでは、今度、関東のほうにも大きな地震が来るなんて書いてあったんですけども、やっぱりこちらのほうにも影響があるかもしれないので、今後、防災無線などをやる場合には、「いち早く逃げましょう」という、当時地震があったときのようなものではなくて、危機感が迫ったような防災無線のあり方を考えていただきたいなと思っております。以上です。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。久米田委員と平岩委員のご意見の中で論点がいくつか出てまいりました。事務局のほうで考え方を伺いたいと思います。例えば中野、両竹地区に戻るとすると、どういうふうな考え方ができるのか。津波のリスクも当然ある中で、どういうふうにご意見を進めていかなければならないのかという問題でございます。それから、墓地の整備のこと、移転になるのか、それとも整備すると、やはり墓地というのは一番早くに整備すべきだろうというご意見がございました。それから、防災体制については検討していただくということで、その2点、考え方、これからどういうふうにご意見を伺いたいのかという方向性の考え方で結構でございますので、お教えいただければありがたいと思います。

【事務局 駒田 義誌】

まず、久米田委員からお話があった1点目は、太陽光発電しかないのかというご質問ですが、その点については、いろいろこれからは知恵は絞っていきたいと思います。ただ、太陽光発電をやろうとすると、ある程度の広さがまとまっていかなければ採算性が取りにくいという問題もありますので、まずは、論点として書いてありますが、あくまでもこれは入っていただける事業者さんがないと成り立たないものですから、まずは1つ優先的には太陽光を誘致していくということで、またほかのアイデアは引き続き考えていきたく思います。なので、まずは太陽光ということはどうかということをお伺いしたいと思っております。

2点目として、中野と両竹の宅地の扱いなんですけれども、これは非常に微妙なところだと思います。中野は2mを超えるので厳しいとは思いますが、中野と両竹は2mを下回っているところ、これ、実際にはほかの地域だとそこは現地再建をしているようなケースもあります。ただ一方で、そういう地域でも先ほど言った災害危険区域に指定して高台移転の対象にしているところもあります。なので、そこはどちらも取れると思いますので、それは今後の町の移転地の見つけ方も含めて、もう少し町全体の帰還の見通しがないと多分そこも判断が皆さんできないと思います。先ほど言ったように津波だけの問題と、放射能、原発の問題もあると思いますので、そこも全部情報が明らかになった時点でご判断いただいたほうがいいのではないかなと思います。そこは最終的には津波のリスクを考えたときにどちらがいいのかというのは、両竹の地域の皆さんの意向によって両方の道があると思っております。

あとは、墓地の件については、今の墓地の整備のお話ですので、そこは住民生活課長からお答えいただけますか。

【渡邊 勇 住民生活課長】

住民生活課長の渡邊です。いつもお世話になっております。墓地の除草についてはこれまでも年何回かに分けて除草をさせていただいております。

あと、荒れ方が激しいということで、今年度の最後のほうにはなってしまったのですが、1月からの墓地の整備事業として、散らかっているものをまとめるというふうな形での整備を予定しております。完全に元通りの修復というのは個別の財産になりますので、こちらについては皆さん個別にお願いするような形にはなるかと思いますが、その敷地内での安全を確保するというふ

うな意味で整備という形で整理作業を3月に向けて実施する予定でいます。

墓地の立ち入りについてですが、町道関係につきましては来年度も周辺の草刈り等によって道路の確保を進めていくように産業建設課のほうでも考えております。

放射線の問題については、その地域、墓地については今年度末に向けて除染の計画を持っております。こちらについては、一応国の事業で実施予定ではおりますけれども、墓地以外のそこまで至る国道関係、県道関係の除染というのは、双葉町のその地域だけではなくて、そこまで至る過程のいろいろな道路を通ってきます。特に6号線周辺の双葉から見て大熊方面のあの道路についてはいまだに放射線量が高いということで、通過交通の皆さんについても、若年者の方にはできればご遠慮申し上げているような現状にあります。墓参までのルートは従来のような放射線量が低い状態が確保された状態で皆さんには行っていただきたいというのがこちらの本音なものですから、できればそういった環境が全部、ある程度の安全性というか、見通しが立った時点で家族そろっての墓参ができればいいかなと思います。現段階ではそういうふうな考えでおります。

【長林 久夫 委員長】

よろしいですか。どうもありがとうございました。それでは、だいぶいろいろ論点が出てまいりましたので、ちょっと方向性を絞ってまいりたいと思います。12ページ、13ページ、14ページをお開きいただきたいと思います。そこで町からご提案がありました12ページは中浜の土地利用でございますので、浜野行政区の3人の委員の方がおられますので、今そこに書いてある論点についてご意見をいただければよろしいと思います。また、中野、両竹の委員の方もご意見を活発にいただければよろしいと思いますが、まず中浜の土地利用について3点出てございます。多くは2m以上の津波が想定されているということで、住宅を建てることは望ましくないという見解が出されていますが、どうしますか。それから、建てられないとすると、防災林等の整備が考えられるんだけど、それはどうだろうか。そして墓地については、先ほどもご意見がありました、その場で復旧するかどうか。その点についてご意見を頂戴できればありがたいと思います。よろしく願いいたします。

【荒木 茂 委員】

自分は中浜なのですが、海のすぐ近く、100mぐらいで。シミュレーションを見ても、到底住めるようなところではないと思うので、さっき250m、中浜海岸からという話もありましたが、防災林等を進めるほうがいいんじゃないかなと思います。

お墓の件に戻ってしまうのですが、一時帰宅というと15歳以上ということになっているんですけど、15歳未満でも1回ぐらいは入れるとか、そういうことはできないんでしょうか。

あと、県外へ、結局双葉からとかこっちから神奈川とか出て行って、1度見てみたいとか、そういう方もいるんですね。家がどうなっているのかなど。そういう方の一時帰宅というか、その辺も帰れるのか、どこに手続きをすればいいのか。

お墓というのは、今自分は完全に家も流されちゃって、一時帰宅と言っても帰る気にも正直言ってならないというか。そんな中で墓参りにちょっと行くぐらいかなと。ところが、現状はああいうお墓ですよ。やっぱり少しでも早くちゃんと焼香できるように場所を移転してほしいなと思います。以上です。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございます。続いて吉田委員、いかがでしょうか。

【吉田 正志 委員】

先ほども言いましたけれども、実際住める状態ではないですよ。だから、2項目の防災林を整備することはどうかということで、私も賛成だと思います。

あと、お墓は先ほど申したとおりです。以上です。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。それでは、菅本副委員長、お願いします。

【菅本 洋 副委員長】

先ほど墓地の件についてご意見があったのですが、私のほうで、あの地域のお寺さんが大熊なんですけれども、ほぼ6割から7割ぐらいは多分そのお寺さんだと思うんですよ。大熊の遍照寺という。そのお寺さんが土地を探していて、そのときに墓地の用地まで確保したいというふうなことで今話が進んでいるんだろうと聞いています。私も父が亡くなっているんで、現在、京都のほうに私、おるんですけれども、お寺さんに預けると言っても預けることができないで、もうちょっと待つてほしいというような連絡が私のほうには来ています。現在のところ、中浜地区

のお墓が約 100 個近くあるのかな。半分は移転すると思うんですけども、宗派に関係なく、できればそこにみんなして移転すればいいかなという気がするんですが。ただ、お寺さんの問題だけであって、今のところ発注まではしていないので、話は進めていきたいと思っています。一応そういうことで、中間でご報告しておきます。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。それでは、今のご意見を受けて、一時帰宅の件、例えば 15 歳未満の方も入るのか、家も見たい、墓参りもしたいということのご意見もございました。それから、墓地の移転に関する件、この辺のご意見、ご質問等に対しまして、事務局、お答えがあればお願いします。

【渡邊 勇 住民生活課長】

住民生活課長です。やはり行ってみたい、あるいは墓に行ってみたいといういろいろな意見は今までもだいぶいただいております。一応 IAEA の放射線量基準、従来の年間 1m Sv、時間当たり線量に換算しますと約 0.23 μ Sv ということで、私、個人的な意見で申し訳ないのですが、浪江地区、それから中浜地区でも一応この基準線量を下回っている場所は今現在でもあります。各町村、それから県、国で発表されている現在の放射線量のマップというのがインターネット、それから文献等でもいろいろ出ています。一応こちらを参考にしてルートを考えれば行けないこともないかなと、私個人的には思っていますけれども、ただ、そのルートをもし外れた場合には少しずつリスクが高くなるというふうな形になるかと思えます。

浪江方面から入る分については、リスク的にはかなり低い形での立ち入りは可能かと思えますが、中浜地区の場合にはすぐ隣接が浪江の海岸地区ということで、双葉の中浜地区と同じく避難指示解除準備区域ということで、通常の日中の立ち入りが可能ということで、そちらからでしたら見に行くことぐらいだったら可能かなと思えます。逆に南側からは、先ほども話しましたとおり、かなり放射線量の高いリスクの部分を通らなくてはいけないので、こちらについてはなるべく通ってほしくないというのが現状の考えです。

【長林 久夫 委員長】

住民の方のご要望が非常に高ければ、町で、県と相談の上、ルートの指定であるとか、一時帰宅とか、そういう可能性が可能であれば検討する必要はあるのではないかと考えますが。ありがとうございました。中浜の土地利用についてはよろしいですか。ありがとうございました。

それでは、13、14 ページで、中野、両竹の土地利用ということでご検討いただきたい。だいぶご意見も頂戴いたしましたので、2m 以上の場合には防災林を整備したほうがよろしいんじゃないですかというようなこと。それから、メガソーラー。これはもちろん長期的に関わる問題でございまして、具体的な計画が出来上がる期間も含めて、この期間程度は太陽光の発電基地等の利用も考えられるのではないかなというようなお話。それから、墓地のお話でございましてね。それから、14 ページに参りますと、帰還の見通しは早急にはなかなか結論が出ないので、将来像の検討と合わせて考えてはどうかというご提案でございまして。あと、その場合の前提として、そこに書いてありますように、当面の宅地の利用法ですね。それは住宅の所有者の意向を前提として、宅地とするのか。それから避難解除区域の話も出ていますが、資材置き場とか、そういう目的にも利用できるのではないかな。それから、太陽光としての賃借のお話も出ていますが、この辺に関しましてご意見を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。平岩さん、ご意見があればどうぞ。

【平岩 節子 委員】

ただ何も利用しないというのは、太陽光とか資材置き場に利用していただければ、住民の方々の意見もいろいろあると思いますが、個人としてはそういう形で何か利用していただければいいなと思っています。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。久米田委員。

【久米田 武雄 委員】

私個人としても、平岩さんがお話ししたようなことが望ましいのではないかと思います。

ただ、昨日の夜からテレビでやっていますけれども、中間貯蔵施設ですか、あれの範囲の 18k m² で、双葉町の役場から南側にという案、政府で出したのはね。そういうものができるかできないかわからないけれど、政府の言ったことは可能性があるんだよね。今までずっと見てくると。そういうことを考えると、中間施設ができたとなると、双葉町の役場から南ね。できたとなると、

そこから 2km 以内ぐらいの範囲は立ち入り禁止になるのではないかという予測をしているのですが、こういったような問題が解決しないと、今これ、大変結構なデザインなんですけれども、そういったこと、2km 以内にもし入ったとすると、立ち入り禁止だなんていったことになった場合は、メガソーラーとか、そういうものをやっていけるのかね。そこら辺をお聞きしたいと思います。以上です。

【齊藤 六郎 副委員長】

今の久米田さんのお話に関連しまして、前に新聞に環境省で福島第一原発、東西南北 3km、5km を国で買い取っていくという、そういう新聞報道があったのですが、これが事実ならば、恐らく中野、中浜あたりは該当してくるんじゃないかなと思うのですが。これ、町のほうとしては、事実なのかどうなのか。ちょっと確認していきたいと思います。そういうことははっきりしないで土地利用のことをいくら話してもどうにもならないので。

それで、町のほうで提案しております浜地区の堤防の件、それから、河川の堤防の嵩上げ、できればもうちょっと嵩上げをお願いしたいところですが、恐らくこれは県としても国としても統一した形として進めているのかなというふうに思いますので、その辺はあまり無理にはお願いできないのかなというふうにも思います。

それで、原則的には町で考えているこの海岸地区、それから堤防の嵩上げ、これは大いに賛成であります。あとは、その上にどうするかと。公園にしていくのか、緑地地帯にしていくのかということになるかと思いますが、ただ、土地利用についてですが、大きな土地、中野地区に土地が集中しているのですが、これ、入会とあって、浪江町の地権者が多いんですね、あそこは。ですから、その辺のところ、浪江町の地権者のご意見もひとつ伺ってほしいと思います。

原発事故がなければ、実はつくばで今ソーラーを用いて農業を実験的にやっていらっしゃる方がおります。ソーラーの電力を利用して農業を立ち上げてやっていらっしゃる方がこの前テレビで報道されましたが、ただ、いかんせん恐らく土地は線量も高いし、またソーラーを使って農業をこれからやりたいという、そういう方がいらっしゃるかどうか。地域の方にいらっしゃれば農業もソーラーを用いてやるというのは1つの方法かなと思います。

そんなことで、原則的には町の進め方で行ってほしいと思います。あと、いろいろ細かい点については問題点が出てくるかと思いますが、その都度チェックしながら進めてもらえればなと思います。以上です。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。関連してですか。

【菅本 洋 副委員長】

関連で、先ほど墓地の問題ですが、聞くのを忘れたので。墓地を移転する場合、町のほうで補助か何か出るのですか。というのは、お寺さんに頼むのにも、補助が出るのと出ないのではちょっと違うと思うんですね。そうすれば、資金繰りの面もあるだろうから、何とかできるんじゃないかなという気がするのですが、補助さえいただければ。その点を1つお聞きしたい。

もう1点、前町長のときだと思うのですが、63種類の放射性物質というのがあったらしいんですけども、我々のところの中野、中浜、両竹地区の土壌を検査して、どの種類の放射線物質が残っているか。それを全部調べてくれと。できるだけ細かく調べてくれということで前回私はお願いしたのですが、そのデータが出てこない、ここでいろいろなことを、先ほどメガソーラーと農業の問題も出ていたけれども、ただ上ばかり除染したって駄目だと思うんですね。その物質がどのようなものが全体にまだ残っているかということとデータをきちんとしてデータが出れば安心してできる可能性もあるのではないかと思います。ただ、これは5年、10年ではなくて、これから先、20年になるか30年になるかわからないけれども、そのときになってやっぱり放射線が本当になくて、減って、できるというようなことになればそれに越したことはないのですが、そのデータをできれば早く欲しいなと思っています。以上でございます。

【長林 久夫 委員長】

ありがとうございました。今ご意見をいただいた中で、国の今後の施策の展開によっては今描いている利用というものが成り立たないのではないか。例えば中間貯蔵施設等が来た場合の問題点とかが出てございました。それについてまずお答えをお願いしたいと思います。町長、お願いします。

【伊澤 史朗 町長】

今、久米田委員、齊藤副委員長のほうから中間貯蔵施設の件でお話がありました。最初に申し

上げておかななくてはならないのは、双葉町で現在 17 カ所、建設候補予定地でボーリング調査をしている。その終了の報告はまだないということです。町のほうはボーリング調査の終了の報告は国から受けておりませんので、まずその判断は今ここでこうするああするという話は、報告を受けていない状況での仮定での話になりますので、それは差し控えさせていただきたいと思います。

また、国有地化とか、10 何 k m²とかいう一般のメディアの報道ですね。これに関しましても、先月の 27 日、28 日、国のほうに要望活動で行ったときに、環境省の井上副大臣のほうに、そういうふうなまだ調査の結果報告もない中で、先に一方的にそういう情報が出てしまうこと、そして結果が決まっていない、調査結果が判断できている状況でない中でそういうふうなことが出ることに関して非常に地元として遺憾であるということで強く抗議は申し入れております。その中で井上副大臣は、国のほうとしてもそういう情報の発信はしていないと、そういうことははっきり明確に否定しております。したがって、6 号線から東とか、役場の前からどうか、現時点で町のほうにそういった連絡、報告も一切国のほうから受けておりませんので、まずその辺はご理解いただきたいと思います。

一方、もし中間貯蔵施設が決定というか、これからまた仮定の話になってしまうのですが、恐らく先ほど 2km とか 3km という話は緩衝帯のことだと思うんですけども、その辺につきましてもまず調査結果と国のほうからの説明がなければ何ともお話ししようがないということで、そのことについても発言は控えさせていただきます。

齊藤副委員長から地権者の件ですね。中野のほうで半分ぐらい浪江の人たちが入っていると。これにつきましては、当然土地の持ち主の方にはご理解をいただきながら進めていかななくてはならないと思っておりますので、そういう対応は将来的に皆さんのご理解が得られるならばやっていくと、そういうふうと考えております。

菅本副委員長からありました墓地の移転に対して補助云々というお話でしたが、現時点ではそういったような補助の対象ということではないと思っております。残り説明不足の部分があると思っておりますので、副町長のほうから補足説明させます。

【半澤 浩司 副町長】

まず資料の 14 ページのところ、中野、両竹の土地利用について、町全体の帰還見通しと町の将来像、この点に関しましては、まず、政府与党のほうで 11 月 5 日に復興加速化第 3 次提言というのをを出されております。そういった中で、帰還見通しとか、被災地域の将来像ということと言及されておりますので、町としても、先ほど町長が言いました先月 27、28 日の政府要望の際に、こちらの具現化を早急にしてくれと。特に町の帰還見通しにつきましては、町長が就任以来、一丁目一番地というか、国に対して要望する際に、まずこの帰還見通しがなければ町の将来像が出せない。町としても自分からなかなか考えられないところもあるので、まずは国として避難指示を出している責任として、この帰還見通しと将来像というものを出すようにということをお願いしております。それについても、年明けにもある程度の形を見せたいという形は国のほうから言われているところでございます。

あと、63 種類の放射性物質というお話がありましたけれども、現時点で町としてそういった調査はしてませんが、具体的に帰還の動きという話に今後なってくる場合に、そこは県、国と相談させていただく話になろうかと思います。ただ、63 種類すべてが人体にそれぞれの核種別にどういった影響があるのかということを含めて、63 種類すべてやらないと駄目なのか、ある程度同じような人体の影響になるものをひっくるめた形での線量というか、強さなのか、そういったあたりも、その辺、科学的な知見、町にはちょっと持ち合わせていませんので、県、国と相談しながら対応を考えていきたいと思っております。

【長林 久夫 委員長】

よろしいでしょうか。何か追加でご質問等があれば、それではありがとうございました。

4. その他

【長林 久夫 委員長】

それでは 3 番の 15 ページからの今後の進め方ということで、確認をしたいと思っております。

国の動きは今ご説明があったとおりでございます。今回のご議論の中にも、やはり国の方向性がまだ見解として見えてこないという中では早急にこの計画を作っていくということは厳し

いだろうというようなご意見で、今後の進め方が提案されてございます。計画の策定というのは賠償の議論を慎重に見据えながら進める必要があるだろうと。そのためには3月という当初の予定でございましたが、町全体の帰還の見通しも含めて、賠償の議論を見据えていかなければいけないと。最後には住民の意向は時間の進行段階で変わってまいりますので、賠償の取り扱いの方向が決まってから意向調査をして結論を出してはどうかというご提案でございますが、これについてはいかがでございましょう。大体この方向でよろしいでしょうか。何かご意見があれば頂戴いたしたいと思っております。

なにぶんにも国の動き、それから除染の動きもそうでございますが、時間軸が横軸にあって、その中で住民の方が生活されていくわけでございます。どんどん変わっていく中で、具体的見通しというのは、先ほど土地利用についての考え方が出ましたけれど、その交渉の経過も踏まえて作っていかねばいけないという中でこういうご提案でございますが、何かこれにつけ加える、もしくは別なご意見がございましたらお願いします。

【齊藤 六郎 副委員長】

浜野地区の委員の方にお伺いしたいのですが、帰れないような状況ですよ。それで、大方、皆さんどんなような今考えでおいでなのかなということなんです。とにかく帰れないのだから、国でもいい、町でもいい、はっきりしてもらいたいというような話も聞くんですけども、その辺のお気持ちといいましょうか、ちょっとお伺いしたいなと思っております。

【菅本 洋 副委員長】

今後の進め方ということなんですけれども、全体のところ、国のほうも、審査会のほうも、はっきりした目標を立てろというほうが無理なんじゃないかなと。そうですね。何も決まっていないようなことですね。方向性が決まってないから、何も決まっていないと。このような状態では、正直言って、帰りたいんだけど帰れないという人が私の地域では多いです。

【長林 久夫 委員長】

荒木委員は何かございますか。

【荒木 茂 委員】

ないです。

【長林 久夫 委員長】

吉田委員は。

【吉田 正志 委員】

同じです。

【長林 久夫 委員長】

というお話でございまして、私のほうからも17ページの、3月の策定にこだわらずということがございますが、これはどの辺までのことをお考えなのか。その辺の見通しはいかがでございましょうか。

【事務局 駒田 義誌】

ここは、とりあえず3月ということは尚早じゃないかなというご提案なんですけど、その後、いつとりまとめるのかというのは、賠償の結論が近々にも出てくると思っておりますので、そのあたりがどういふ、今回の中間指針の第4次追補がどういふ書き方になるのか、その辺をよく読ませてもらった上で、ちょっとスケジュールはですね。あとは、国のほかの動きもありますので。帰還の見通しとか。それは復興庁とも協議をしながら最終的なまとめの時期というのは考えさせていきたいと思っております。現時点で、まずは3月までということをやちょっと後ろ倒しにさせていただくほうがいいのではないかとご提案をご理解いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【長林 久夫 委員長】

そういうご提案でございまして、よろしいですか。

そういたしますと、町から出ている提案でございまして、このように進めてよろしいでしょうか。

[異議なしと呼ぶ委員あり]

【長林 久夫 委員】

ありがとうございます。それでは、このような形で進めさせていただきます。今までさまざま議論いただきまして、町で描いていただいた方向というものは皆さんのご意見とも大体すり合わせができていかなとごうございまして。ただし、進展していく上で、住民の方のす

り合わせが非常に重要であろうと。それから、解決の難しいものについては1つ1つ見通しをつけながらやっていかれるということというふうに理解できるということがございますので、この提案で進めさせていただきたいと思います。

本日ご用意いたしました議題はすべてでございますが、そのほか、皆様からご意見がございましたらいかがでしょうか。

事務局にお伺いしたいのですが、先ほど3月のまとめは延ばすということで、中間的に何か出たらもう1回委員会をやるとか、そういう点はいかがでございますでしょうか。その点だけ確認したいと思います。

【事務局 駒田 義誌】

次回の日程は、国の動きなどの状況も見ながら、また改めてお知らせするというようにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【長林 久夫 委員長】

そのようなご提案でございますが、よろしいでしょうか。

【吉田 正志 委員】

今回の連絡なんですけど、10日前なんですよね、連絡が来たのは。できればもっと早く教えていただきたいんです。仕事の関係上もあるので。すみませんが。

【長林 久夫 委員長】

わかりました。連絡につきましては、事前に早めにご連絡して、ご参加していただくような努力をするということはお約束したいと思います。

そのほかご意見ございませんでしょうか。

それでは、進行にご協力いただきましてどうもありがとうございました。

5. 閉会

【長林 久夫 委員長】

予定された時間が参りましたので、本日の議事は終了でございます。事務局にお返しいたします。どうもありがとうございました。

【事務局 山本 一弥】

それでは、長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。以上をもちまして、第2回目の双葉町津波被災地域復興小委員会を終了いたします。ありがとうございました。

以上

第2回双葉町津波被災地域復興小委員会座席表

(敬称略)

1 日時 平成25年12月12日(木)
10:00~12:00
2 場所 双葉町いわき事務所 2階大会議室

菅 長 齊
本 林 藤
洋 久 六
夫 郎

委員長席

駒田 義誌	事務局(復興推進課)	町長 伊澤 史朗	荒木 茂	久米田 武雄	復興庁 石川 悟 参事官補佐
山本 一弥					福島復興局 加藤 修一 参事官補佐
鈴木 健一		副町長 半澤 浩司	新家 陽子		福島復興局 須田 亨 参事官補佐
相楽 定徳	事務局(復興推進課)	総務課長 武内 裕美	吉田 正志	平岩 節子	福島復興局 いわき支所 鈴木 誠 次長
橋本 靖治					福島復興局 いわき支所 横山 大輔 参事官補佐
西牧 孝幸		秘書広報課長 平岩 邦弘			
伊藤 壽紹		産業建設課長 大橋 利一			福島県 まちづくり推進課 草野 雄一 主任主査
橋本 憲一	事務局				福島県 まちづくり推進課 橋本 泰寿 主査
(財)電源地域振興センター		住民生活課長 渡邊 勇			福島県 相双建設事務所 河川・海岸課 中川 善則 課長
(財)ふくしま市町村支援機構					福島県 相双建設事務所 企画調査課 芳賀 英幸 課長
国際航業株式会社	事務局				福島県 相双農林事務所 企画調査課 瓜生 建人 技師
					福島県 避難地域復興課 駐在員 熊坂 雅彦 副課長(双葉町担当)